

公益財団法人沖縄県農業振興公社  
農地中間管理事業にかかる地域外借受希望者  
情報収集要領

(目的)

第1 公益財団法人沖縄県農業振興公社（以下「公社」という。）は、農地中間管理事業の推進に関する法律（平成25年法律第101号）第17条1項及び公社農地中間管理事業規程第4に基づき、広域的な見地から、市町村の区域を越えて地域外から農用地等の借り受け等を希望する者の情報や意向を適切に把握するための情報収集を行い、その内容を市町村等と共有し、地域計画策定等に活用することを目的とする。

(対象者)

第2 市町村の区域を越えた地域外の農用地等の借り受けを希望する者（以下「地域外借受希望者」という。）。

(調査方法)

第3 各市町村等において農地の借受希望者からの情報・相談等があった際に、地域外(他市町村)の希望の有無についての確認を行い、地域外借受希望者であった場合、別紙調査用紙に必要事項を記載してもらうよう依頼し、これらの情報を取りまとめることとする。

また、公社に情報・相談等があった場合においても同様に扱うものとする。

なお、公社は各市町村等における上記の調査業務について、各市町村等へ依頼することとし、必要に応じて業務委託を行うことができる。

(2) 調査用紙は、公社ホームページ上の様式を出力する、又は市町村農政担当課等の窓口において提供する。

(3) 調査用紙の記載内容

- ① 借受希望の農用地等の所在地域、種別、借受規模、農用地等の条件
- ② 遊休農地解消の意思
- ③ 作付けしようとする作物の種別
- ④ 借受を希望する期間
- ⑤ 借受をしようとする理由（規模の拡大、経営農地の集約化、新規参入等）
- ⑥ 現在の農業経営状況（作物ごとの栽培面積等）
- ⑦ その他必要な事項

(4) 地域計画策定等の観点から、必要に応じて、地域外借受希望者からのヒアリングを行う。

(5) 上記調査は随時受け付けを行う。

(関係機関への情報共有)

第4 市町村等の窓口で調査した内容は毎月末で取りまとめのうえ、翌月の5日までに公社担当に提出する。

(2) 公社は調査内容を取りまとめ、対象市町村の地域計画策定の際に情報提供することを基本とし、該当する市町村等には毎月15日までに情報提供を行う。

(調査対象者の要件)

第5 地域外借受希望者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。(新規就農者(予定含む)の場合は、今後満たすべき要件)。

- ① 全農地を効率的に利用する者。
- ② 農作業に常時従事すること。
- ③ 経営作物に応じた機械や施設等の資本装備を備えている、又は備える予定であること。

(個人情報の取扱い)

第6 調査で取得した情報は、個人情報の保護に関する法律及び関係法令等に基づき、適正に管理し、対象市町村の地域計画策定等に活用するために利用する。

(2) 本事業の実施及び農用地等の効率的な利活用に必要な場合、業務の遂行に必要な範囲内で、関係する市町村、農業委員会、その他機関と情報を共有する。

(3) 地域外借受希望者本人から個人情報の変更・訂正・削除の依頼があったときは適切な方法で対応を行う。

(留意事項)

第7 当該調査は、地域外借受希望者の情報や意向を適切に把握するための情報を収集し、その内容を市町村等と共有することを目的としており、希望どおりの借り受けを約束するものではない。

附則(令和5年沖農公要領第4号)

この要領は令和5年4月1日から施行する。